



## 有明広域行政事務組合職員採用試験

令和4年度有明広域行政事務組合職員採用試験が次のとおり行われます。

- **試験期日** 令和4年9月18日(日)
  - **試験会場**
    - 事務局 有明広域行政事務組合事務局(玉名市)
    - 消防 有明広域行政事務組合消防本部(玉名市)
  - **試験職種及び採用人員**
    - 事務局
      - ※機械 2人程度 (事務局部局に勤務し、一般事務を含む技術業務に従事します。)
    - 消防
      - ※消防 3人程度 (消防署等に勤務し、消防業務全般に従事します。)
      - ※行政 2人程度 (消防本部に勤務し、行政事務に従事します。)
  - **受験資格年齢及び条件**(基準日:令和5年4月1日)
    - 事務局
      - ※機械 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、高等学校以上において機械系の学部、学科を卒業、または、令和5年3月末までに卒業見込みの者、もしくは、民間企業等での経験によって機械系の専門知識・技術を有する者(18歳～35歳)
    - 消防
      - ※消防 平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者(18歳～26歳)
      - ※行政 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(22歳～30歳)
      - 平成13年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業または令和5年3月末までに卒業見込みの者
  - **受験申込受付期間** 7月25日(月)から8月12日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
  - **受付時間** 午前8時30分から午後5時00分まで
  - **問合せ先**
    - 事務局
      - 有明広域行政事務組合事務局 総務課
      - (玉名市岱明町野口2129番地 ☎57-5111)
      - (URL: <http://www.ariake-kouiki.or.jp/>)
    - 消防
      - 有明広域行政事務組合消防本部 総務課
      - (玉名市築地309番地1 ☎73-5272)
      - (URL: <http://www.ariake-119.or.jp/>)
- ☆受験申込書は関係施設に用意しているほか、ホームページからもダウンロードできます。

## 短冊に願いを込めて

2年ぶり 御茶屋跡で七夕まつり

7月7日～18日の期間、南関宿場町伝楽人(宮尾洋一会長)は2年ぶりに南関御茶屋跡で「七夕まつり」を開催しました。

平成17年の開館から続く当イベントでは、保育園や幼稚園、幼児園の園児や、高齢者介護施設の人が作成した七夕飾りを展示しています。今年は七夕飾りのみの展示となりましたが、コロナ禍以前は、児童向けの紙芝居や手品、館内外では昔の遊びの伝承として「ちょんかけごま」「お手玉」「しゃぼん玉」などを楽しんでいました。

今年は、南関こどもの丘保育園、南関ひまわり幼稚園、文化幼児園、延寿荘、慈幸苑、関の郷の6施設が装飾した七夕を展示しています。



七夕を楽しむ園児

ペーパーとコミュニケーションを図る児童



## 見つけた! 身近なユニバーサルデザイン

二小 みんなが過ごしやすいまちづくり

6月21日、第二小学校(隈部孝二校長)の5年生は町役場でユニバーサルデザインの調べ学習を行いました。

5年生は国語の授業で「みんなが過ごしやすいまちづくり」をテーマにユニバーサルデザインについて学んでいます。今回は、ネットや本で見た情報だけではなく実際に自分の目で見、触って、聞いて、何がどう便利なのかを探し出すことを目的に実施されました。

雪野笑壽さんは「初めてみるデザインをいっぱい発見できた。自動販売機のお金を入れるところが低くなっているなど工夫されていた」と笑顔で話しました。

### シリーズ

＝消費生活Q&A＝

## 買い取り業者にご用心

### Q(トッパ丸)

おばあちゃんの家にはリサイクル業者から「いらなくなった洋服や靴を買い取りに伺います」って電話がかかってきて、明日その業者が来るんだって!おばあちゃん、一人で大丈夫かな?

### A(安しんざえもん)

リサイクル業者が、「不要な洋服や靴を買い取りに伺います」と電話してきて、訪問してきた時に大切にしていた指輪やネックレスを、無理やり安く買い取って行くという訪問買取トラブルが問題になっているのでござる。だから、一人では対応しないほうがいいでござる

### Q(トッパ丸)

そうなんだ。おばあちゃんに誰か一緒に話を聞いてくれる人がいたほうがいいね。

### A(安しんざえもん)

そうでござる。気を付けるポイントを教えるでござる。

- ① できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらう。
- ② 業者は、事前に売ることを承諾した品物以外、買い取ることは禁止されているので、電話で言われたもの以外は見せない。
- ③ 売らざるものないものは見せない、はっきり「売りません」と断る。
- ④ もし売るときは、必ず業者の名前・連絡先・売った品物の種類や特徴・売った金額・クーリングオフ制度等について書かれている書面をもらう。

※売却の契約をしてもクーリングオフ期間内は事業者に対して物品(一部対象外)の引き渡しを拒むことができます。



問 総務課 総務係 ☎57-8500